

## 香芝市告示第3号

香芝市総合計画及び総合戦略推進本部設置要綱を次のように定める。

令和7年1月7日

香芝市長 三橋和史

香芝市総合計画及び総合戦略推進本部設置要綱

(設置)

第1条 香芝市総合計画（以下「総合計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、全庁的に取り組むため、香芝市総合計画及び総合戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定に関する事項
- (3) 各施策の推進に関する事項
- (4) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長
- (2) 香芝市行政組織条例第3条に規定する危機管理監
- (3) 議会事務局長
- (4) 香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則（平成19年教育委員会規則第3号）第3条第1項に規定する部長
- (5) 上下水道部長

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会)

第6条 本部長は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市行政の総合企画に関する事務を所掌する課等において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。